

議会改革検討会議報告書

平成29年4月10日

神奈川県議会 議会改革検討会議

当会議において、次の事項について協議を行った結果について、次のとおり報告する。

【協議事項】

議会の災害対策等について

【協議結果】

議会の災害対策等について

1 楽 旨

災害時に、いかに議員が活動すべきかを定めた「神奈川県議会議員災害活動要綱」を、平成9年に制定し、時点修正を重ねているところであるが、最終修正を行った平成24年5月から既に5年近く経過している。

また、平成28年4月には、人命や財産に甚大な被害をもたらした熊本地震が発生しており、その教訓なども踏まえて、災害時に議員がいかに行動すべきかについて、改めて検討する必要があるのではないかとの課題認識の下に、今回、「神奈川県議会議員災害活動要綱」の改正を中心に、議会の災害対策について検討を行った。

2 今後の取組

(1) 新たな危機事象の追加

新型インフルエンザや、武力攻撃事態なども考慮し、新たな危機事象として追加する。

(2) 情報受伝達に係る整備

ア メール、タブレット型端末、議会クラウドシステムについて、連絡手段として一定の位置付けを行う。

イ 現要綱に規定のある会派内連絡体制については、公的な連絡手段としての位置付けからは除く。

ウ 行政との情報の受伝達は、人命に対して急迫した危険がある場合を除き、議会部災害等情報センターを窓口として一元化するが、災害等にはさまざまな態様があることから、その終期については、議長が判断する。

(3) 議会部災害等情報センターにおける事務統括の整備等

ア 議会部災害等情報センターの事務は、議長が統括する。

イ 議長と連絡が不能である場合、次の順序で、事務を統括する。
第1順位：副議長
第2順位：議会運営委員会委員長

ウ 議会局長は、議長の統括の下、神奈川県災害対策本部と神奈川県議会との間において、円滑な情報受伝達を行い、議会の意思を的確に伝達する。

(4) 議員の安否確認システムの導入

議会が、民意を代表する議事機関としての機能を果たし、災害時等にも行政と連携して活動を行うためには、議会を構成する主体である、議員の安否確認等は、議会の初期対応として必須の業務である。

そこで、議員の安否確認及び被災状況把握について、限られたマンパワーを災害対策本部との業務対応に集中的に投入するため、ＩＣＴを用いた専用サービスを活用する。

(5) 議員災害対策カードの作成

発災時等におけるタイムライン等をカード形式で作成し、全議員が常に携帯することにより、災害時等において行うべきことを明確にする。

3 対応の方向性

「神奈川県議会議員災害活動要綱」について必要な改正を行い、また、議員の安否確認システムの導入と議員災害対策カードの作成を行っていく。

4 今後の課題

被災直後の混乱した状況において、まずは、行政が災害対応に集中し、災害対応に齟齬が生じないようにするためにには、議会の情報センターにおいて情報を一旦受け止め、統一的な対応を図る情報受伝達の一元化が必要と考えるところであり、今回その原則を改めて確認したところである。

一方、県内各地域において当該地域に精通し、様々な情報ネットワークを有している議員は、被災時における地域の実情を行政以上にきめ細かく把握することが可能であり、地域の詳細な情報を行政とつなげることは、正に議員の存在意義である。

従って、今後とも、情報の受伝達のあり方については、他都道府県等の実情なども踏まえながら、点検を重ねていくことが必要であると考える。

また、県議会としては、住民に密着したミクロの目が必要であり、市町村行政との連携が極めて重要であるが、現在、市町村の被災情報及び災害への対応情報については、県の災害対策本部以外に、情報を入手できるパイプは実際には存在しない。

そこで、情報の一元化との関係を整理しつつ、今後とも市町村との情報交換のあり方について、検討していく必要がある。